



－ 目 次 －

1. 策定スケジュール
2. 逗子市環境基本計画（案）
3. 逗子市地球温暖化対策実行計画（案）
4. 質疑応答

【20：30終了予定】

1. 策定スケジュール

- 環境基本計画、地球温暖化対策実行計画ともに、令和5年度中に策定
- 事務局で作成した素案等について、環境審議会において意見聴取
- 市民説明会、パブリックコメントの機会を設けて、市民の皆様から意見を聴取

環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画策定スケジュール						
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
環境基本計画 素案作成	■		■			
地球温暖化対策実行計画 素案作成	■		■			
環境審議会		11/27	12/25			
説明会				1/25		
パブコメ					2/14~3/14	
策定						■

2. 逗子市環境基本計画（案）

- 2-1 逗子市環境基本計画とは
- 2-2 計画の位置付け
- 2-3 見直しの背景
- 2-4 逗子市環境基本計画の構成
- 2-5 計画見直しの趣旨
- 2-6 計画見直しの概要
- 2-7 計画の進行管理

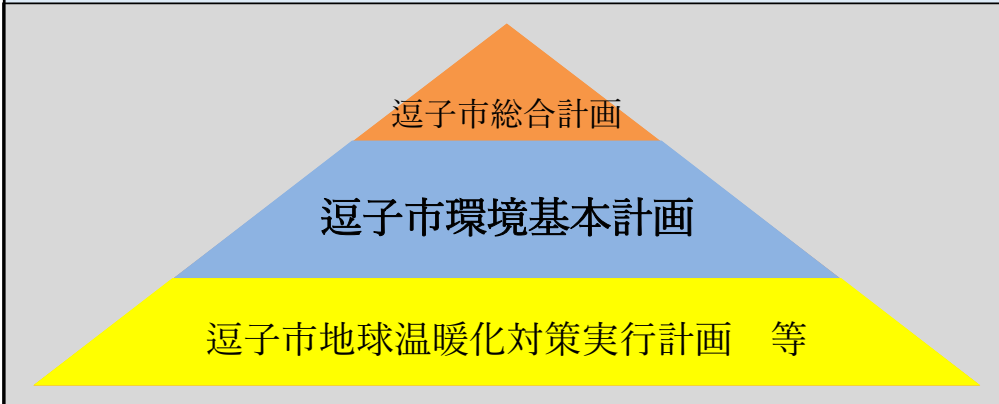
逗子市環境基本計画

【根拠法令等】

- 「環境基本条例」に基づく、環境の保全及び創造に関する基本的な計画

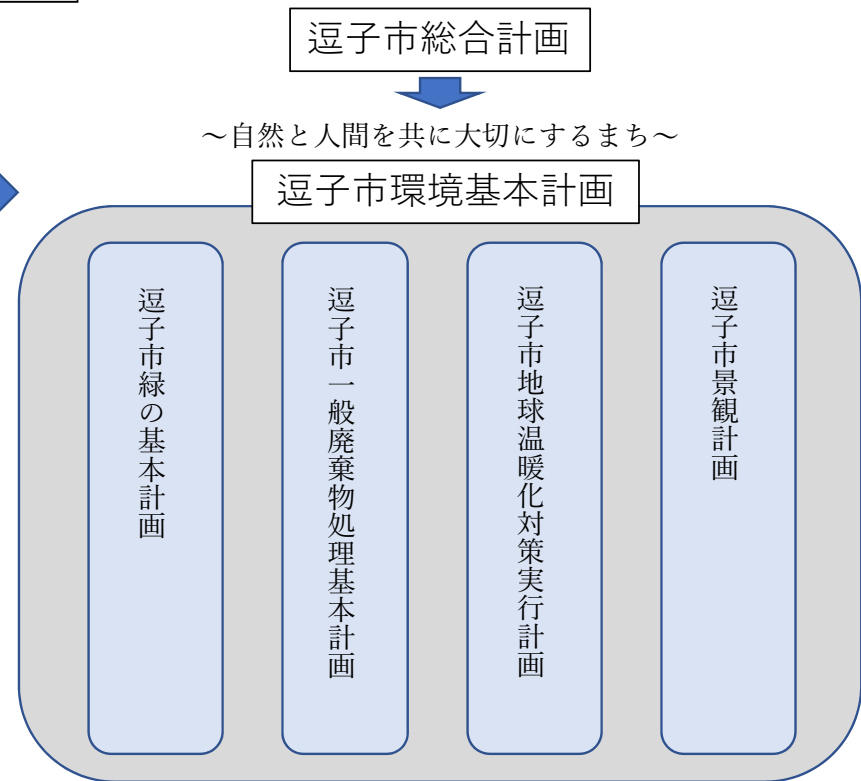
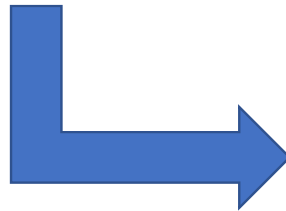
【目的】

- 市民の健康で文化的な生活を確保し、健全で豊かな環境の恵みを将来の世代へ継承
- 環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる循環型社会の実現
- 自然的社会的条件や生態系の多様性に配慮し、限りある自然環境の保全
- 人類共通課題である地球環境保全の積極的な推進



○これまで、総合計画を最上位に基幹計画、個別計画の三層構造として一体的に計画の実現を推進してきた。

令和5年3月
総合計画中期実施計画策定



- 計画運用の合理化を図るため、行政計画の必要性は分野ごとに個別に判断する。
- 進行管理についても各々の計画に合った適切な方法で実施する。
- 県や逗子市の上位計画に即するとともに、個別分野の関連計画との整合性を確保して策定する。

第一次環境基本計画(平成11年)



第二次環境基本計画(平成26年)

第二次逗子市環境基本計画 【全体の計画期間 24年】
第一章から第三章までで基本的な政策の方向性を示す

*第四章で示す施策の体系と具体的な取り組み
は、8年ごとに見直す

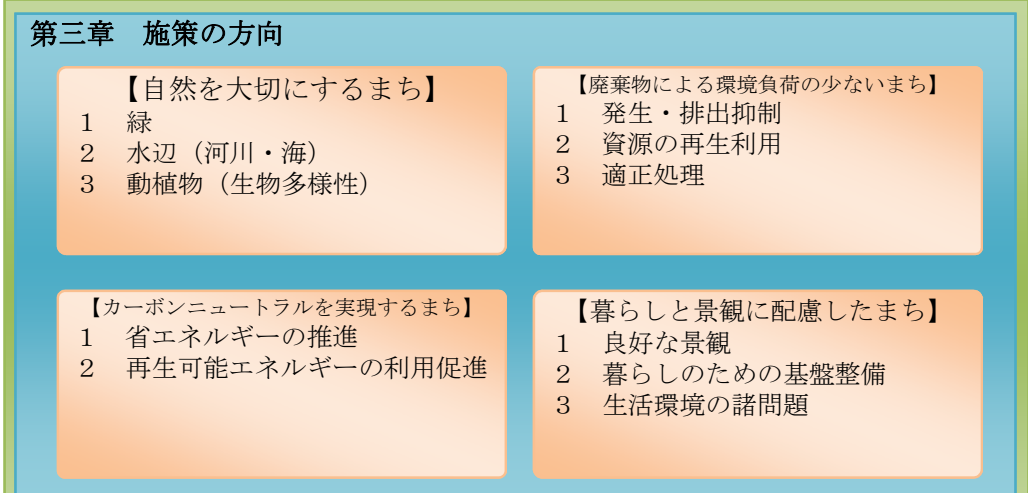
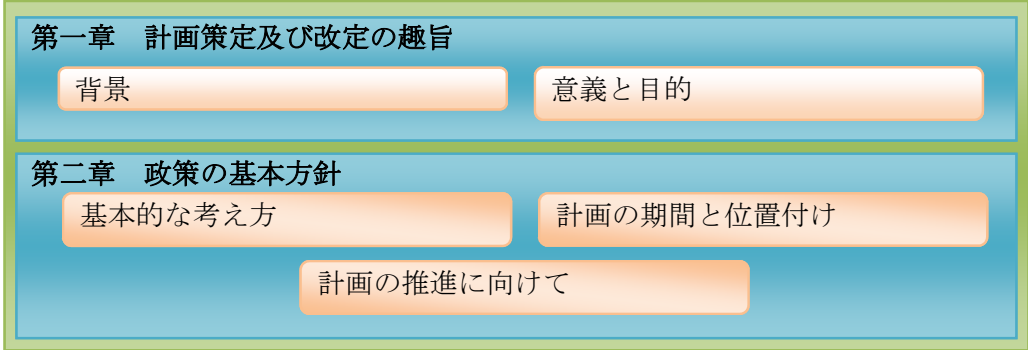
目標2038
年度

【前期】 > 【中期】 > 【後期】

第五章で計画全体の推進体制について示す

◎第二次環境基本計画は、環境施策の基本的な政策の方向性を示す計画として、2015年から2038年までの24年間を計画期間としている。

◎中期計画を推進していくため、第四章で示す「施策の体系と具体的な取り組み」を見直す。



基本的な政策の方向性を示す

施策の体系と具体的な取り組みを示す

計画全体の推進体制を示す

- 実効性が確保される計画とするため、8年ごとに見直すこととされている第四章(政策・施策を具体的かつ体系的に整理)についての見直しを改定の軸とする。
- 本計画の推進にも大きな影響与える「チャレンジ！ 逗子カーボンニュートラル2050」を2021年に宣言したことから、同宣言に即した取組趣旨となるよう見直しを行う。
- 総合計画の計画体系及び進行管理の変更に伴い、第二章及び第五章の一部の見直しを行う。

- その他、総合計画中期実施計画策定に伴う修正や一部時勢に即した文言修正等を行う。
- 各取り組みの目標年度については、総合計画重要業績評価指標(KPI)の目標年度と同様2029年度(令和11年度)とする。
- 現行の行動等指針の改定は行わず、本計画に関連する各々の個別計画についても行動等指針として位置付け、それぞれ適切な方法にて計画の進行管理を実施する。

<第一章> 計画策定及び改定の趣旨（P 1～）

第一節 計画策定及び改定の背景

第二節 逗子市の現状

第三節 計画策定及び改定の意義と目的

＜第一章＞計画策定及び改定の趣旨

2022年1月に「チャレンジ！ 逗子カーボンニュートラル 2050」を宣言



■計画改定の背景や目的として、宣言に基づき2050年温室効果ガス
実質ゼロを目指していくことを追記

<第二章> 政策の基本方針（P 7～）

第一節 基本的な考え方

第二節 計画の期間と位置付け

第三節 計画の推進に向けて

<第二章> 政策の基本方針

環境基本計画の基本的な考え方(P9)

自然と人間をともに大切にするまち

自然を大切にするまち

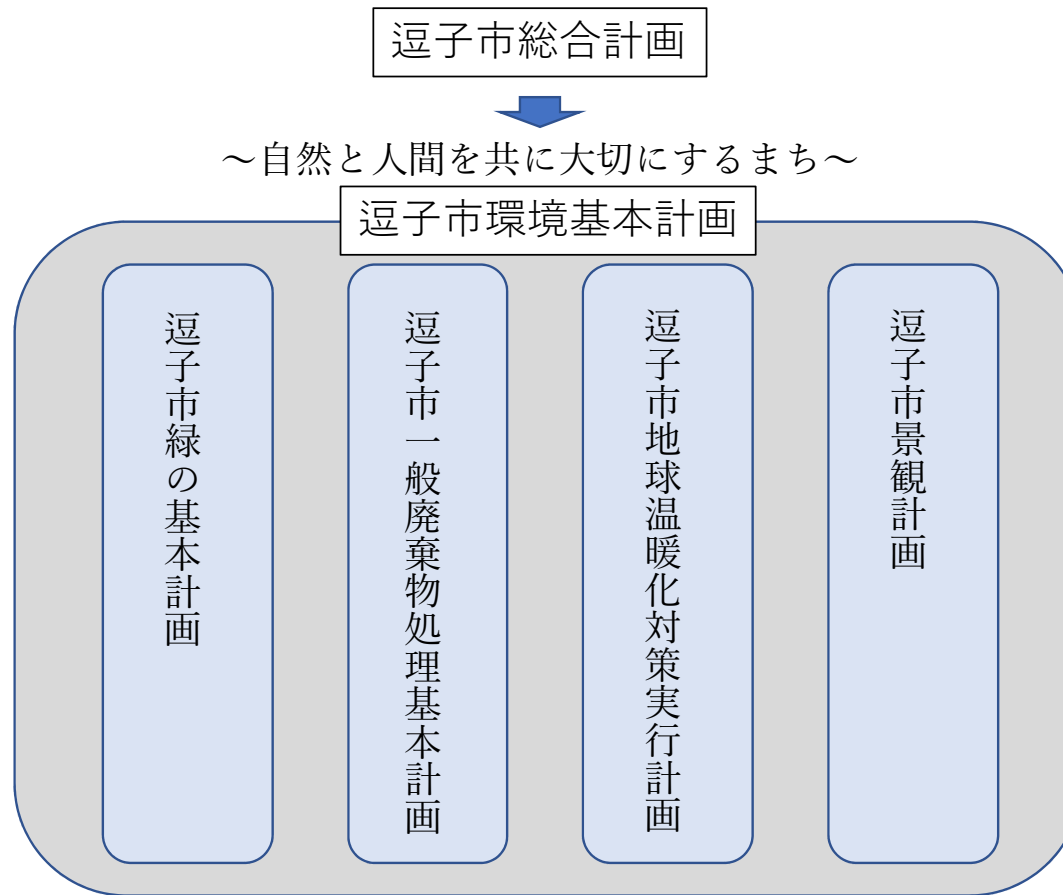
廃棄物による環境負荷の少ないまち

カーボンニュートラルを実現するまち

暮らしと景観に配慮したまち

<第二章> 政策の基本方針

計画の位置付け(P12)



＜第三章＞施策の方向（P15～）

第一節 自然を大切にするまち

第二節 廃棄物による環境負荷の少ないまち

第三節 カーボンニュートラルを実現するまち

第四節 暮らしと景観に配慮したまち

＜第三章＞施策の方向

- ・本計画は、環境施策の大枠の方向性を示す計画であり、施策の方向は大きく変わらないこと
- ・今回の改定は、8年ごとの具体的な取り組みの見直しとなること



- 基本的に第三章部分は現行からの変更はなし
- 各種データについても、2015年の計画策定時の背景に関わる部分となるため、時点修正はしていない

＜第四章＞ 施策の体系と具体的な取り組み（P38～）

第一節 自然を大切にするまち

第二節 廃棄物による環境負荷の少ないまち

第三節 カーボンニュートラルを実現するまち

第四節 暮らしと景観に配慮したまち

＜第四章＞ 施策の体系と具体的な取り組み

◎本計画の示す将来像等を目指し、その取り組みを具現化するため、
「施策の方向」などを現時点での取組内容へ見直し

◎具体的な取り組みの修正を踏まえ、施策の実現に向けた目標として再
設定

◎総合計画中期実施計画策定に伴う修正として、リーディング事業の記
載を削除

<第五章> 推進体制（P 61～）

第一節 「行動等指針について」

第二節 様々な立場での環境教育・学習、意識啓発

第三節 市民活動の促進と推進体制

<第五章> 推進体制

行動等指針の位置付け・策定方針の変更

※行動等指針とは・・・

- ・環境基本計画に基づき、市民及び事業者が環境の保全及び創造のため
に行動し、及び配慮すべき事項を示した方針を策定するものとして、「逗
子市環境基本条例」に定められたもの
- ・(第二次)環境基本計画策定時には、総合計画の改定と合わせる形として、
行動等指針についても4年ごとに見直し、適切に運用していくこととさ
れているもの

<第五章> 推進体制

▽第四章における市民・事業者の役割についての記載にて、「逗子市環境基本条例」に規定される行動等指針としての内容が具備されている

▽本計画は、環境施策を推進する総合的な計画であることから、その具体的な行動等指針については、個別計画においてより効果的に管理する必要がある

▽「逗子市総合計画」中期実施計画策定において、進行管理についても各々の計画に合った適切な方法で行うこととされた



現行の行動等指針の改定は行わず、第四章の記載及び本計画に関連する各々の個別計画を行動等指針として位置付け、それぞれ適切な方法にて柔軟に状況の変化等に対応していくこととする

▽基本構想の体系「めざすべきまちの姿(5本の柱)」と「取り組みの方向」に対して、原則それぞれに対応する基幹計画、個別計画を策定し、一体的に計画の進行管理を実施

▽総合計画と連動する形で、毎年度目標に対する取組状況や達成度の評価を実施



▽計画運用の合理化を図るため、行政計画の必要性は分野ごとに個別に判断することとし、進行管理についても各々の計画に合った適切な方法で実施

▽第四章内、2029年度(令和11年度)の目標として挙げられた取組について、毎年度環境審議会にてその進捗や達成度合いなどの評価を実施

3. 逗子市地球温暖化対策実行計画（案）

- 3-1 逗子市地球温暖化対策実行計画とは
- 3-2 改定の背景
- 3-3 逗子市地球温暖化対策計画の構成
- 3-4 計画改定の趣旨
- 3-5 計画改定の概要
- 3-6 計画の推進管理

逗子市地球温暖化対策実行計画

(区域施策編)

【根拠法令等】

- 「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項に基づく計画

【目的】

- 環境と経済が両立した持続可能な脱炭素社会を実現するための取り組みの方向性を明らかにする
- 市民や事業者が地球温暖化防止に向けた活動を主体的に取り組んでいくための市の方策を示す

(事務事業編)

【根拠法令等】

- 「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に基づく計画

【目的】

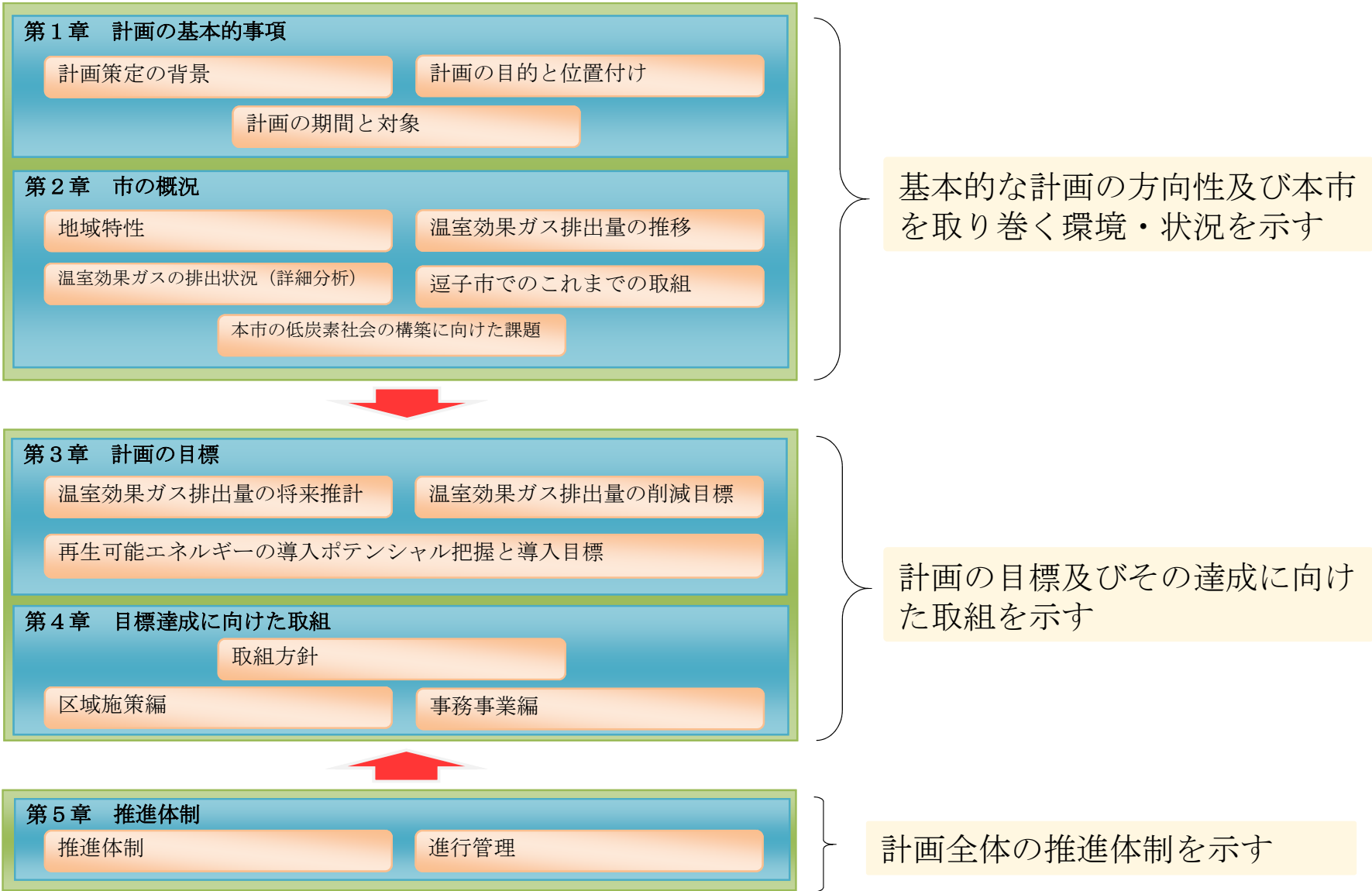
- 地方公共団体が自らの事務・事業における温室効果ガスの排出量削減等を示す
- 地方公共団体が自ら率先的な取組を行うことにより、区域の市民や事業者の規範となることを目指す

逗子市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

◎環境基本計画との整合性を考慮し、2017年度から2038年度までの22年間の計画としているが、法や条例の制定・改廃や、国や県の計画見直しなど、地球温暖化を取り巻く社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて見直しを行うこととされている。

逗子市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

◎環境基本計画との整合性を考慮し、計画策定を行うこととしている。



- 令和4年度に実施した逗子市地域脱炭素に向けた再生可能エネルギー導入戦略策定業務委託の結果を踏まえ、地球温暖化を取り巻く社会情勢の変化に対応する。
- 「チャレンジ！逗子カーボンニュートラル2050」を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた取組方針や各種目標、対策体系などについて、全面改定を行う。
- 総合計画中期実施計画策定に伴う位置づけの見直し等を踏まえた修正を行う。

- より効果的な計画策定とするべく、区域施策編と事務事業編を一体化する。
- 市民や事業者の行動指針として重点的に取り組む各課題を明確に示すことで、逗子市環境基本計画の取組を補完する。

<第1章> 計画の基本的事項 (P 1 ~)

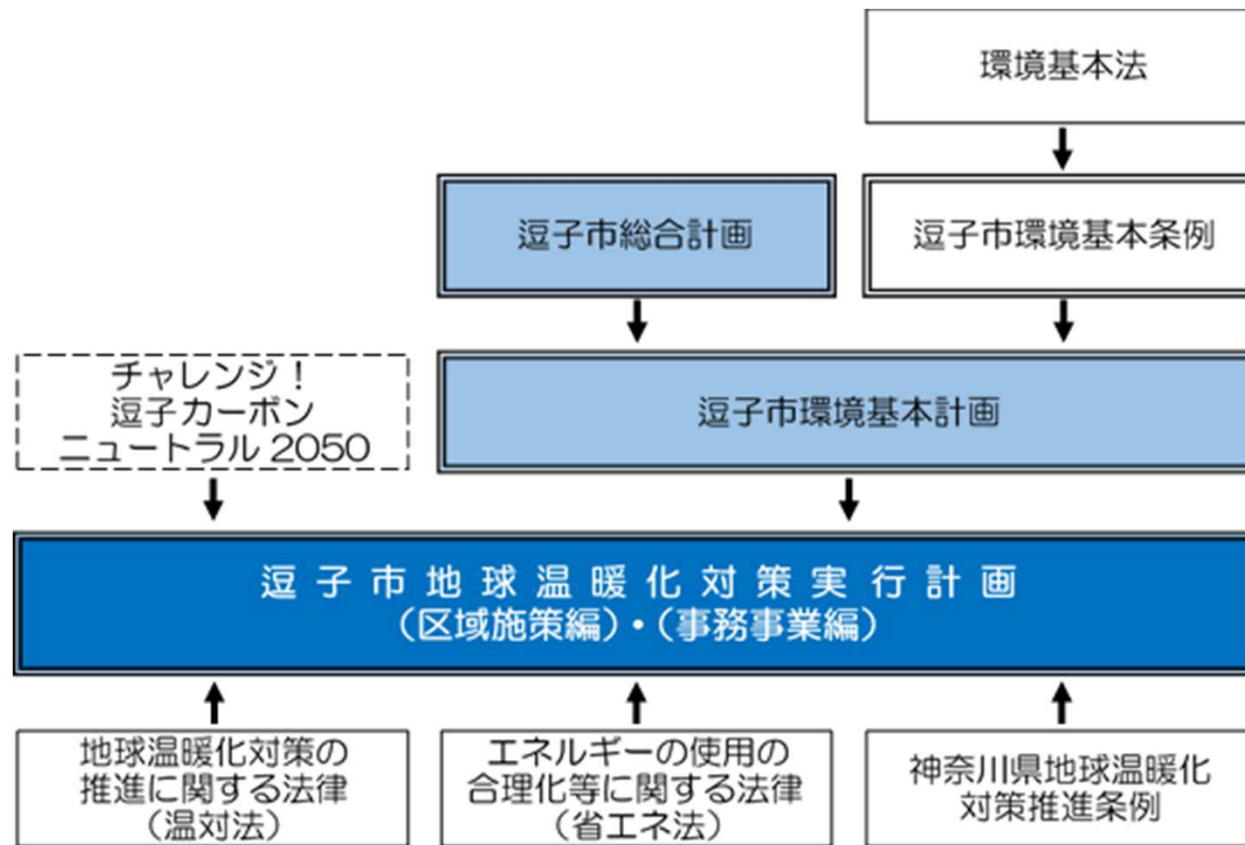
1 計画策定の背景

2 計画の目的の位置付け

3 計画の期間と対象

<第1章> 計画の基本的事項

計画の位置付け(P9)



<第1章> 計画の基本的事項

計画の期間・対象(P9)

期 間

第二次逗子市環境基本計画との整合性を考慮し、
2017(平成29)年度から2038(令和20)年度まで

※法や条例の制定・改廃や、国や県の計画などの改定など、地球
温暖化を取り巻く社会情勢の変化などに柔軟に対応するため、
必要に応じて見直しを実施

対 象

対象範囲は逗子市全域とし、対象者は市民・市内
の事業者・行政の全て

<第2章>市の概況（P11～）

1 地域特性

2 温室効果ガス排出量の推移

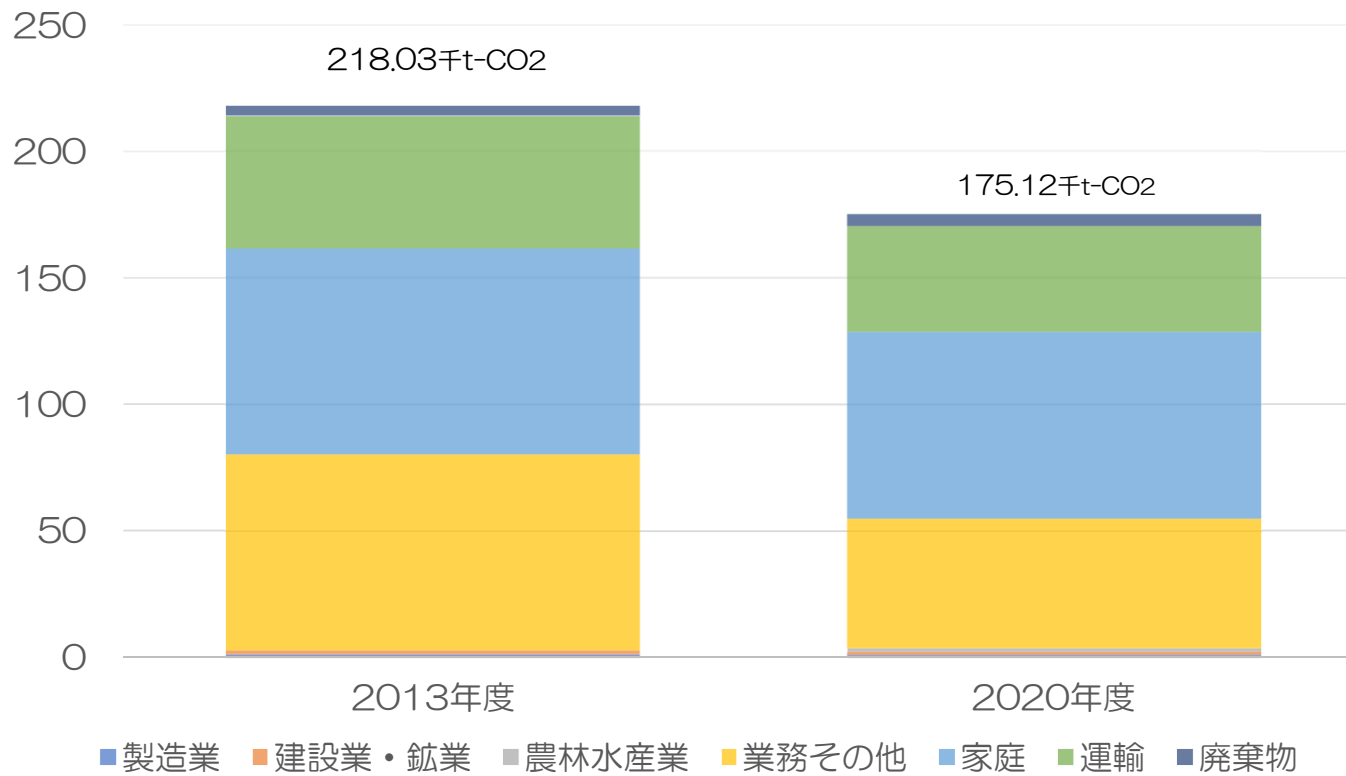
3 温室効果ガスの排出状況(詳細分析)

4 逗子市でのこれまでの取組

5 本市の低炭素社会の構築に向けた課題

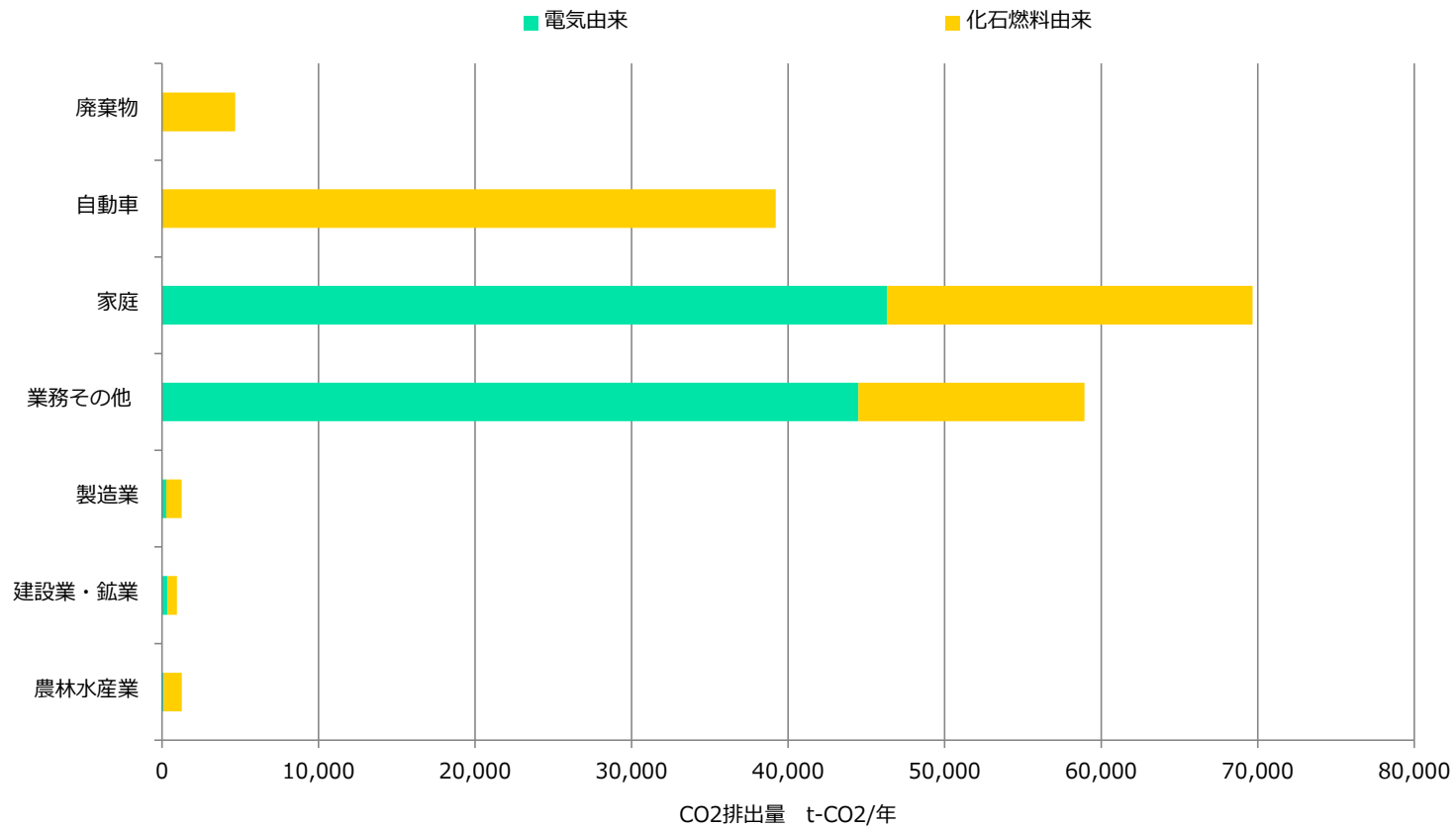
<第2章>市の概況

温室効果ガスの基準年度との比較(P16)



<第2章>市の概況

温室効果ガスの発生源分析(P21)



<第2章>市の概況

本市の課題(P22)

- ◎市域から排出される温室効果ガスは、家庭部門、業務その他部門、運輸部門からの排出量が多いため、これらの部門において重点的に取組を推進することが必要となる。
- ◎温室効果ガスを効果的・効率的に削減するため、部門や分野を横断した取組、市民や市民団体・事業者・行政などの協働による取組、地域が一体となった取組を総合的に推進することも必要となる。
- ◎市域からの温室効果ガス排出量の約40%は、家庭部門から排出されており、排出量全体に占める比率が最も高くなっていることから、市民の経済的な負担を軽減した上で、日常的な習慣として省エネが進んでいく仕組みを構築することが望まれる。

<第3章> 計画の目標 (P24~)

- 1 温室効果ガス排出量の将来推計
- 2 温室効果ガス排出量の削減目標
- 3 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル把握と導入目標

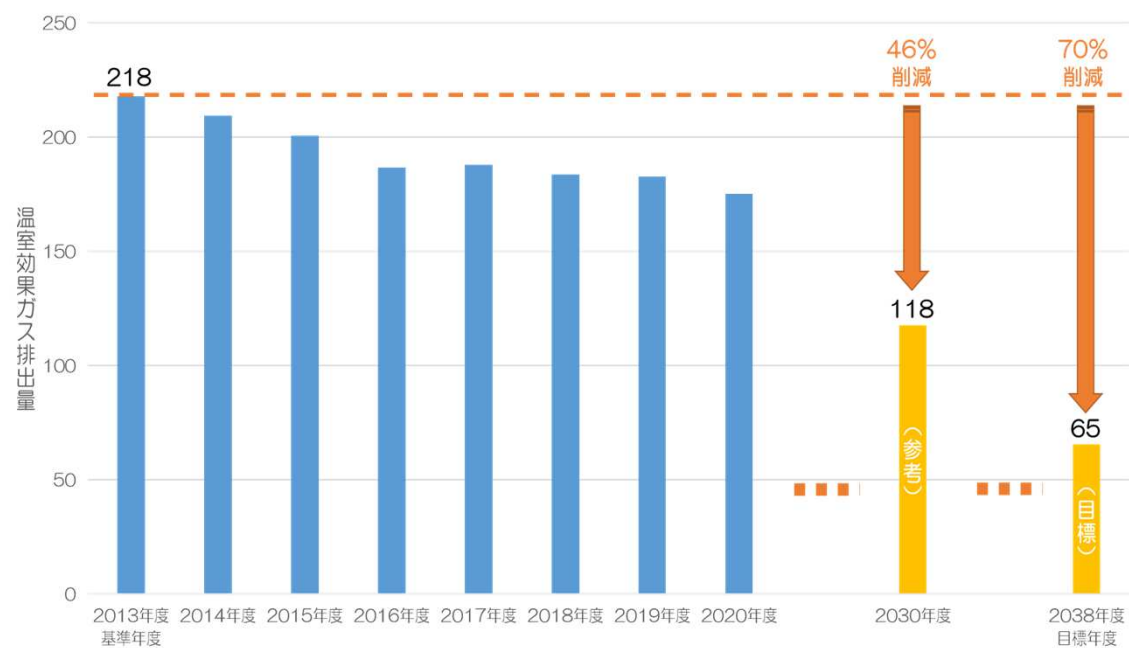
<第3章> 計画の目標

温室効果ガス排出量の削減目標(P26)

削減 目標

2038年度において、2013年度比で70%削減します。

※2030年度において、2013年度比で46%削減します。



<第3章> 計画の目標

再生可能エネルギーの導入目標(P27)

導入 目標

2038年度において、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備が25.1MW以上稼働している。

※2030年度において、23MW以上稼働している。

<第4章> 目標達成に向けた取組（P30～）

- 1 取組方針(区域施策編)
- 2 目標達成に向けた対策(区域施策編)
- 3 事務事業編

<第4章> 目標達成に向けた取組

取組方針① 再生可能エネルギーの利用促進(P30)

- ◎再生可能エネルギーは、発電において温室効果ガスを排出しないことから、その導入拡大は地球温暖化対策に必要不可欠であり、また、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な脱炭素の国産エネルギー源となる。
- ◎本市においても、当地域の自然的社会的条件や導入に係る経済性に配慮し、積極的に地域における再生可能エネルギーの利用の促進やエネルギーの面的利用の推進に取り組んでいく。

<第4章> 目標達成に向けた取組

取組方針② 省エネルギーの促進(P31)

- ◎具体的な取組としては、住宅等への再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入や、環境に優しい製品・サービスの利用などが挙げられる。
- ◎電気自動車など環境に配慮した車に乗り換えることも温室効果ガス排出量削減の有効な手段となる。
- ◎本市においても、各対象者の自主的な取組だけでなく、特別に意識することなく、「日常的な習慣」として省エネの取組が進む仕組みづくりや地球温暖化対策に取り組むことが、経済的な利益にもつながる仕組みづくりに取り組んでいく。

<第4章> 目標達成に向けた取組

取組方針③ 脱炭素型まちづくりに向けた地域環境の整備・改善(P32)

～環境への負荷を抑えた交通施策の推進～

- ◎将来の人口減少等を考慮して都市のコンパクト化と公共交通網の再構築、都市のエネルギーシステムの効率化を通じた脱炭素化等による脱炭素型の都市・地域づくりを、総合的かつ計画的に推進する必要がある。
- ◎自動車利用から公共交通利用もしくは自転車利用への転換がスムーズに進むよう、公共交通の利便性の向上を進める。
- ◎高齢者等の移動手段の確保や交通渋滞緩和の観点から新たな地域交通の導入を検討するなど、地域の交通環境の整備・改善に努める。

<第4章> 目標達成に向けた取組

取組方針③ 脱炭素型まちづくりに向けた地域環境の整備・改善(P33)

～緑地の保全及び緑化の推進～

◎森林や都市緑地が吸収源として機能するためには、適切な森林管理や都市緑化を推進する必要がある。

◎緑地の保全及び緑化の推進への理解を深めることも重要となることから、その役割などについての普及啓発についても合わせて取り組んでいく。

<第4章> 目標達成に向けた取組

取組方針④ 循環型社会の形成(P33)

◎限りある資源を効率的に活用し、持続可能な形で循環させながら利用していく社会の形成を目指し、ごみの発生・排出抑制、資源再生利用・有効活用に向けた意識の向上や行動の改善を図る。

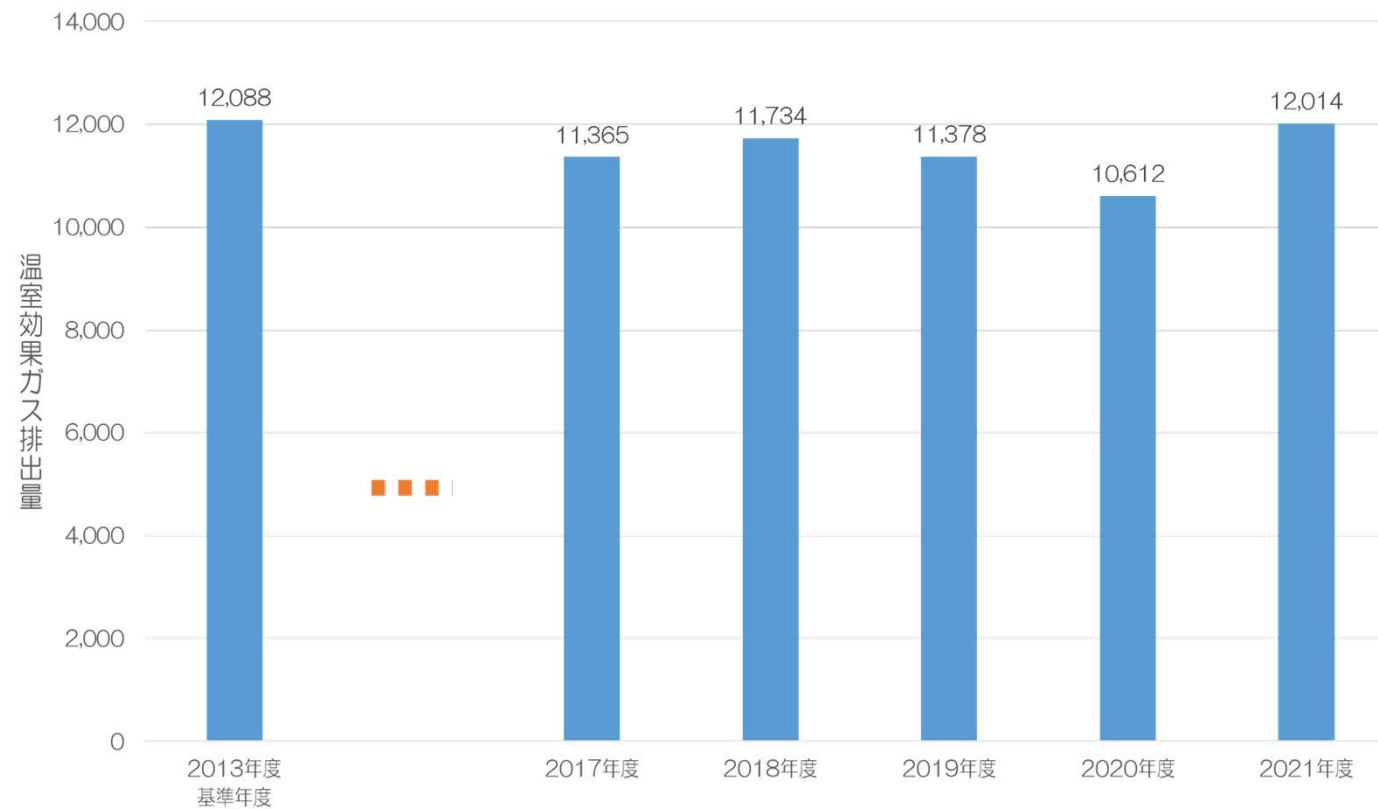
<第4章> 目標達成に向けた取組

目標達成に向けた2030年までの取組指標(P36)

内容	取組指標	目標
① 新規建物のZEH・ZEB化	ZEH・ZEB設備への助成件数	累計30件以上
② 既存建物の高断熱改修等の促進	既存建物の高断熱改修等への助成件数	累計100件以上
③ 太陽光発電の導入促進	太陽光発電（10kW未満）の稼働状況	21MW以上稼働
④ 再エネ電力メニューの利用	促進のための仕組みの構築	—
⑤ 省エネルギー化等の情報発信	行動変容を趣旨とした一般向けや小中学校での環境講座（授業）の実施	累計10回以上
⑥ 電気自動車（EV）等への切り替え	電動車の自動車登録台数における割合	50%以上

<第4章> 目標達成に向けた取組

逗子市役所の温室効果ガス排出量の推移(P43)



<第4章> 目標達成に向けた取組

逗子市役所の温室効果ガス排出量の削減目標(P44)

削減 目標

2038年度において、2013年度比で70%削減します。

※2030年度において、2013年度比で46%削減します。

<第4章> 目標達成に向けた取組

逗子市役所の目標達成に向けた対策(P44)

- ① 公共施設の省エネ対策
- ② 公用車のEV化とカーシェアリングの実施
- ③ 公共施設での再生可能エネルギー導入と地域内での普及促進の実施
- ④ 公共施設の再生可能エネルギー電力の利活用
- ⑤ 国の補助金等の獲得
- ⑥ 啓発セミナー等の開催

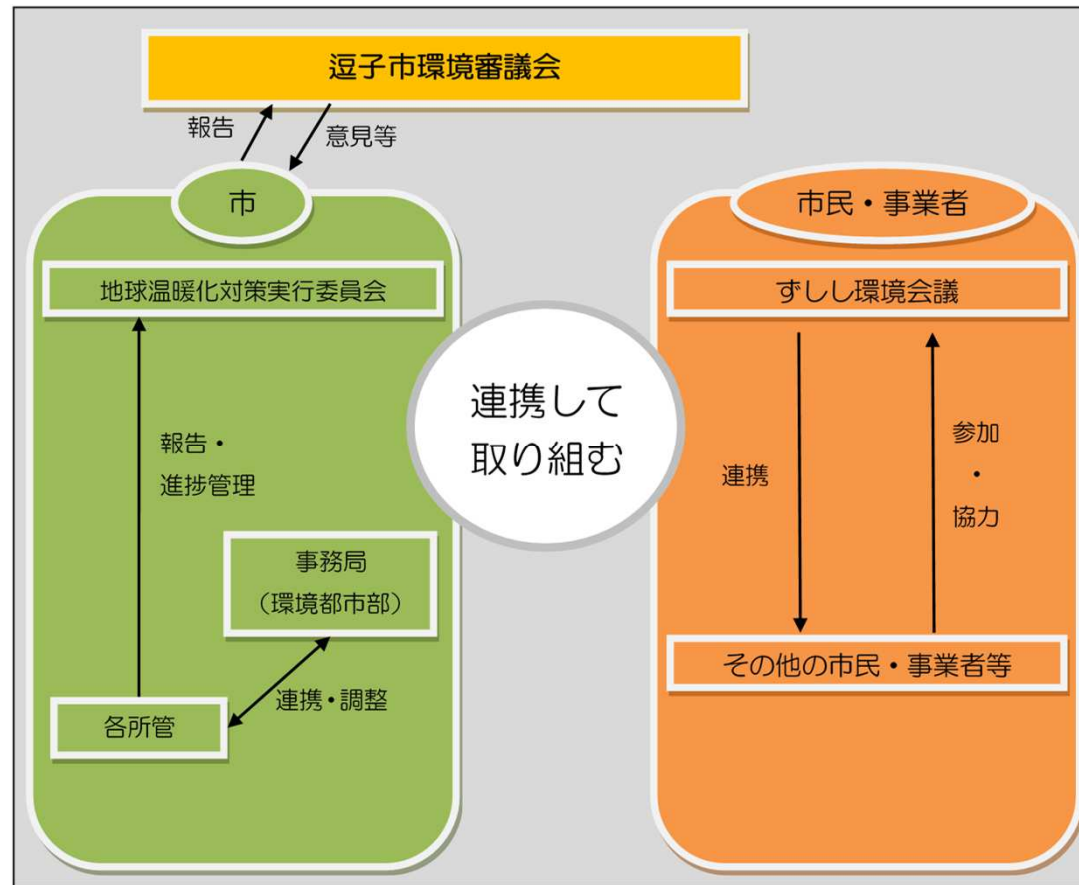
<第5章> 計画の推進 (P 50~)

1 推進体制

2 進行管理

<第5章> 計画の推進

推進体制(P50)



(区域施策編)

◎第4章 2区域施策編 において、脱炭素化に向けた2030年までの取組指標として挙げられた取組について、毎年度環境審議会にてその進捗や達成度合いなどの評価を実施

(事務事業編)

◎第4章 3事務事業編 において、掲げられた削減目標に対して、毎年度削減率を公表するとともに、市の取組については、毎年度環境審議会に報告

説明は以上です
ご清聴ありがとうございました

